

当社グループの一部製品における不適正な検査について

コスモエネルギーホールディングス株式会社（代表取締役社長：桐山 浩、以下「当社」）のグループ会社におきまして、製品の一部について「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）」、「JIS規格」ならびにお取引先との取り決め等に則った試験・検査項目を、適正に実施していなかった事実が判明いたしました。判明した不適正な検査については直ちに是正しております。また、出荷した製品については調査の結果、品質上問題がないことを確認しております。

本件につきましては、お客様ならびに関係各位に多大なるご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。当社およびグループ会社では、今後このような事態が再び発生することがないように品質管理体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

記

1. 概要

当社グループにおいて2022年5月より社内調査を行っていた中、品確法、JIS規格ならびにお取引先との契約に則った試験・検査項目を、一部適正に実施していなかった事実が確認されました。

2. 対象会社および事業所

(会社名)	(事業所)
コスモ石油株式会社（代表取締役社長：鈴木 康公）	千葉製油所、堺製油所、坂出物流基地
コスモ松山石油株式会社（代表取締役社長：栗本 英至）	松山工場
コスモ石油ブリカンツ株式会社（代表取締役社長：関島 実）	大阪工場

3. 不適正な検査の態様、対象製品

(1) 不適正な検査の態様

以下に大別される不適正な検査が判明いたしました。

- ①定められた試験方法が行われていない。
- ②ブレンド出荷品について、製品ロット毎の試験が必要である場合において、ブレンド基材の性状を基に計算した結果を使用。

(2) 対象となる製品

関連規定	事業所	製品
品確法強制規格	坂出物流基地	3号軽油 ^{※1} 、3号軽油20 ^{※2}
	松山工場	レギュラーガソリン、3号軽油20 ^{※2}
JIS規格	千葉製油所、堺製油所	A重油、C重油
お取引先との 取り決め等	千葉製油所、堺製油所	回収硫黄
	坂出物流基地	C重油
	松山工場	3号軽油20 ^{※2} 、JP-5 ^{※3} 、MGO ^{※4} 、A重油、 C重油、石油化学製品（ベンゼン、トルエン、 キシレン（異性化用）、溶剤（7品目））
	大阪工場	グリース

※1 JIS 3号規格に該当する軽油であり、冬季の使用に適したものの

※2 特定需要家向けに仕立てた冬季用の軽油

※3 軍用機用のジェット燃料

※4 Marine Gas Oil の略で船舶用の燃料油

4. 現在の対応状況

不適正な検査は判明後直ちに是正を行い、現在はずべての製品の検査を適正に実施しております。また、是正前に出荷した製品についても、保存サンプルの試験結果および製品を生産するための各基材の品質等を確認した結果、品質上の問題はないと判断しております。

5. 今後の方針

別添資料「一部製品における不適正な検査について」にて取り纏めた通り、本件の発生原因に基づく再発防止策の徹底に全力をあげてまいります。

不適正な検査の態様、対象製品等を含めました本件の詳細につきましては、別添資料「一部製品における不適正な検査について」をご参照ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

コスモエネルギーホールディングス株式会社 コーポレートコミュニケーション部

広報グループ 伊藤・山田・細谷

電話 03-3798-3101 FAX 03-3798-3841